

## 第11回懇談会の議事概要

議事	No.	質問・意見等	委員会での回答	備考
計画	1	・掘削計画の変更点は何か。変更点により、何が変わるのか。	変更点は、一次掘削の地盤高をY.P.+5.5mからY.P.+5.0mにしたことである。これにより、より多くの洪水を貯留できるように努力している。	—
	2	・戸頭地区付近の施設保全帯の幅はどのくらいか。	20mを確保している。	—
	3	・戸頭地区付近は井戸を所有している家が多いが、掘削予定の説明はしているのか。	現時点では協議していない。 当面の掘削(Y.P.+5.0m)は影響がないので進める。将来形まで掘削する時に再度整理して評価する。	当面は、影響調査で把握している5.0mラインでの掘削のため協議は行っていない。 今後、次段階の掘削が必要が生じた場合は対応を行う予定である。
	4	・新大利根橋下流の大野川左岸側が環境保全区域になっていないが、今まで意見はなかったか。	確認し、次回に回答する。	第2回(H16.11)に掘削場所および掘削深さについて協議し、大野川左岸を掘削しないことに決定した。その後、第4回(H18.10)で、橋より下流側の大野川左岸を含め掘削する計画(現在の形状)を示し、了承されている。 懇談会では、掘削箇所についての意見はなかった。
環境	5	・第1試験地の水位は、地下水の影響があるのではないか。	地下水起源の水である。	第1試験地の水は、地下水から供給されているものであり、水位は地下水の状況に影響を受けていることが考えられる。
	6	・表土播き出しは植生回復が早いですが、3,4年経過後に植生内容が変わることはないのか。 ・稲戸井調節池の植生は、洪水の攪乱で形成されてきており、調節池化による影響が出ることが考えられる。長期的な視点で環境の変化を見ていただきたい。	植生は、年が経つにつれて、遷移する。 なるべく外来種は阻止したい。	表土播き出しは、植生回復が早いだけではなく、裸地部や水際部へのヤナギの生育抑制に効果がある。
	7	・地下水水位低下による湿性植物への影響を調査しているため、植物の変遷を見れば、乾燥化等の状態が予測できるのではないか。 ・モニタリングは年々の結果に一喜一憂するものではなく、長期的な視点で見ていく必要がある。	植物種の変遷に変化があった場合は、報告する。 今年度の調査だけで判断するのは難しい。	環境保全区域では、ベルトトランセクト調査(6測線)、コドラート調査(6箇所)のほか、土壌水分量や地下水観測を実施している。 また、継続的なモニタリングにより、土壌水分の変化状況を把握していく計画である。
	8	・猛禽類については種数は変わらなくても、個体数が減った印象がある。 量的なものをモニタリングで把握できないのか。	調査結果を見る限り個体数の減少という状況は見られないようである。 なお、定量的な調査はかなり難しい。	猛禽類は、季節移動などで長距離を移動することがある。このため、個体数の増減を把握するには、ある程度の広い地域を対象(猛禽類が生息可能な範囲)として、網羅的かつ継続的に調査を実施する必要がある。
	9	・猛禽類の減少は、猛禽類を支える基盤が弱くなったからである。稲戸井だけでなく、全国的に虫はすく減っており、薬剤の影響が大きい。	—	—
利用	10	・第2試験地は現在ガサヤブだが、コスモス畑等としての利用は可能か。	平成22年度の掘削後、特に手を入れていない。 希望する団体等があれば、許認可することに問題はない。	現在、稲戸井調節池は治水容量を確保するために掘削中であり、施工途中段階という制約条件を理解いただいた上で、在来生態系に影響のない利用であれば問題はない。 植物種等については、在来生態系への影響の有無について協議が必要である。
	11	・調節池の面積は広く、全て国が管理するのは難しい。地元の力(老人パワー等)の活用を考えたもよい。	河川法が改正され、河川協力団体の制度ができた。地域のことは地域でやる意識を取り戻す必要がある。	—
	13	・環境保全区域について管理の手を入れていく必要もあると考える。	環境保全区域は、管理も検討する。 現状では予算の都合もあり、掘削区域の買収を優先している。 河川法が改正され、河川協力団体の制度ができたため、地域のことは地域でやる意識を取り戻す必要がある。地域との協働で対応したい。	国だけでなく、地域との協働での管理を考えていきたい。
		・稲戸井調節池の整備・活用について、検討をお願いしたい。		
		1. 弾丸道路の整備・活用		右岸管理用道路は、市街地の交通緩和の目的に河川内に設置した工事専用道路で有り、稲戸井調節池の前面の管理用道路を同一に扱うことはできません。(対応の目的が違います)
		2. 工事用道路の舗装		工事用車両の土砂埃によりご迷惑をおかけしますが、散水等により適宜対応しておりますのでご理解ください。
		3. 大野川の整備(浚渫、川沿いの舗装、排水門付近への池の整備)		
	14	4. 使っていない箇所(掘削箇所)の利用(ガサ藪の管理)	現在、工事中の箇所であるため、恒久的な整備は難しい。 国交省は、利根川の治水対策により首都圏の災害を守るという大目標について、責任を持ってやらなければならない。 しかし、全国的に地域と協力する流れになっているため、調節池内の土地の利用については地域と相談しながら考えていきたい。	大野川の整備は、今後の掘削方針の中で調節池の利用形態(自然保全・環境学習利用)の中で皆様のご意見を伺い検討していきたい。ただし現在は第1段階の掘削のあと第2段階への掘削へ進むため、いつの時期に工事に入るかは今後の用地買収等の進展等により左右されるため提示しておりませんが、近いうちに意見を伺いながら進めて行く予定であります。
		5. ガサヤブ状態が続くのであれば、管理のあり方を考えないといけない。		
		6. ボランティア団体をつくって、ある程度自分たちで(管理を)やる		大野川左岸の環境保全区域、並びに第2段階掘削後の管理については、今後皆様の意見により検討を進めたい。
	7. 防災・運動公園の整備		掘削後については、湿地化・防災上の関係から人為的利用はほぼ利用には適さないものと考えています。そのため上流(守谷市)、下流(取手市)で利活用区域を設け、利用方法を検討しているところであります。	
15	・規模が小さなことは、市で対応可能(H26から基金制度新設)である。市民団体等の要望があれば、公園の枝打ちなど、地域と取組んでいる事例もある。(守谷市)	—	—	